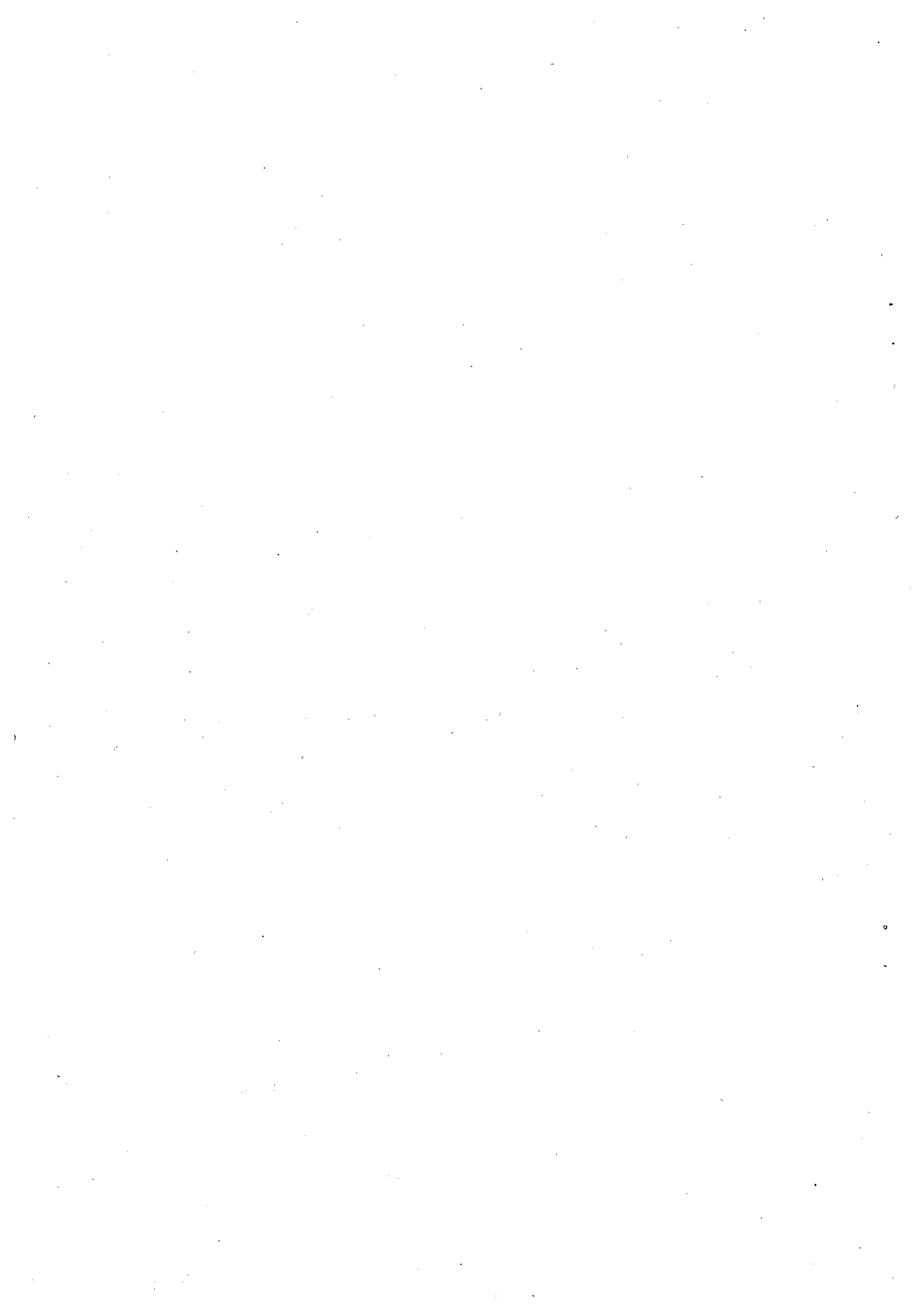


地域振興県土警察常任委員会資料

(平成27年10月7日)

- 1 優良建設工事等の表彰について【県土総務課】 ……1ページ
- 2 鳥取県国土強靱化地域計画(素案)について【技術企画課】 ……3ページ
- 3 平成27年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について【技術企画課】 ……8ページ
- 4 気高道の駅(仮称)について【道路企画課】 ……9ページ
- 5 高速自動車国道法施行令及び同法施行規則の改正の概要について【道路企画課】
……11ページ
- 6 平成27年台風第18号による大雨等を踏まえた防災対策検討緊急合同会議の結果概要に
ついて 【河川課】……12ページ
- 7 直轄皆生海岸の整備の現状について【河川課】 ……14ページ
- 8 平成27年度「土砂災害・水害に関するシンポジウム」の開催について
【河川課・治山砂防課】……16ページ
- 9 高度衛生管理型漁港・市場整備の進捗状況について【空港港湾課】
……17ページ
- 10 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【道路企画課・道路建設課・河川課・空港港湾課】……21ページ

県土整備部



優良建設工事等の表彰について

平成27年10月7日
県土総務課

平成26年度に完成した県発注工事のうち他の模範となる優良建設工事施工者及び優良技術者等について、第15回住みよい県土づくり表彰式において表彰を行います。

1 第15回住みよい県土づくり表彰式の概要

- (1) 日時 平成27年11月9日(月) 午前10時30分～
- (2) 場所 鳥取県庁講堂
- (3) 出席者 知事表彰受賞者、地域振興県土警察常任委員長、知事又は副知事 ほか
- (4) 主な内容
 - ①鳥取県知事表彰(優良建設工事施工者、土木施設愛護ボランティア、建設雇用改善優良事業所)
 - ②国土交通大臣表彰(建設事業関係者)・顕彰(優秀施工者)披露

2 優良建設工事施工者及び優良技術者等表彰

区分	受賞者数
優良建設工事施工者	33社
優良技術者	6名
国土交通大臣表彰(建設事業関係者)	2名
国土交通大臣顕彰(優秀施工者)	2名

優良建設工事施工者表彰：実質業者数33社(延べ業者数39社)、工事件数34件(対象件数965件)

<管内別業者数等>

管内	実質業者数	延べ業者数	工事件数
鳥取	15社	17社	13件
八頭	3社	3社	3件
中部	3社	3社	4件
米子	9社	12社	9件
日野	3社	4社	5件
合計	33社	39社	34件

<年度別工事件数等>

年度	25年度	26年度	27年度
工事件数	59件	31件	34件
業者数	45社	29社	33社

<工種別対象工事件数>

工種	対象工事件数
土木一般	19件
アスファルト	4件
建築一般	3件
法面保護工	3件
とび等一般	1件
管工事	2件
塗装一般	1件
港湾工事	1件
合計	34件

3 優良建設工事の広報

優良建設工事をPRするとともに、より多くの県民に建設業や公共事業の果たす役割について理解してもらうため、優良建設工事の写真等のパネル展示を行う。

<展示日程>

11月9日(月)～11月24日(火) 鳥取県立図書館内
11月24日(火)～12月4日(金) イオンモール日吉津店内
12月4日(金)～12月15日(火) JR西日本倉吉駅内

優 良 建 設 工 事

No.	工事種別	工事名称	請負者、商号または名称	地区	請負者、代表者氏名
1	土木一般	国道178号(岩美道路)改良工事(1工区)(補助)	株式会社栗山組 有限会社プロテクト	鳥取	代表取締役社長 栗山 和夫 代表取締役 岸野 忍
2	土木一般	県道鳥取鹿野倉吉線道路災害復旧工事(25年災153号)	株式会社原田建設	鳥取	代表取締役 原田 寛
3	土木一般	大路川広域河川改修工事(山白川排水機場)(3工区)(25経済対策)	株式会社藤原組	鳥取	取締役社長 藤原 正
4	土木一般	農業用水再編対策事業 大井手地区(池口調整池)工事	株式会社興洋工務店	鳥取	代表取締役 亀井 勲
5	土木一般	鳥取西高等学校南通路整備工事	やまこ建設株式会社	鳥取	代表取締役社長 岸本 行正
6	土木一般	国道178号(岩美道路)橋梁下部工事(2工区)(補助)	株式会社原田建設	鳥取	代表取締役 原田 寛
7	土木一般	県道若菜台東町線(江崎工区)歩道設置工事(交付金交安)	株式会社秋山組	鳥取	代表取締役 前田 護
8	土木一般	国道482号(春米B.P)橋梁下部工事(P1)(交付金改良)	株式会社松田組	八頭	代表取締役 松田 義正
9	土木一般	八東川河川改修工事(8工区)	株式会社竹内組	八頭	代表取締役 竹内 秀彦
10	土木一般	県道東伯野添線改良工事(2工区)(交付金改良)	有限会社共栄組	中部	代表取締役 山崎 彦
11	土木一般	国道431号(大篠津和田工区)歩道設置工事(防災安全交付金)	株式会社みたこ土建	米子	代表取締役 美田 耕一郎
12	土木一般	県道米子大山線(新大山橋)外橋梁補修工事(交付金)(経済対策)	株式会社みたこ土建	米子	代表取締役 美田 耕一郎
13	土木一般	加茂川河川改修工事(奈喜良2堰下部工)(防災安全交付金)	株式会社所子建設	米子	代表取締役 中川 都夫
14	土木一般	県道大山口停車場大山線道路災害防除工事(交付金)	有限会社平井工業	米子	代表取締役 平井 茂見
15	土木一般	福成三砂防流路工事(交付金)	山陰緑化建設株式会社	米子	代表取締役 西谷 勝之
16	土木一般	国道431号(日吉津工区外)交差点改良工事(5工区)(防災安全交付金)	有限会社松本建設	米子	代表取締役 松本 将治
17	土木一般	行者山林道施設災害復旧工事(平成25年7月、9月豪雨)	株式会社コーセン	日野	代表取締役 川端 登志一
18	土木一般	なつち谷川浸流保水工事(通常砂防)	有限会社澤田建設	日野	代表取締役 澤田 信介
19	土木一般	俣野地区災害関連緊急治山工事(1号、2号、3号)	株式会社かわばた	日野	代表取締役 川端 雄勇
20	アスファルト	鳥取空港滑走路改良工事(舗装)	やすなが工事株式会社	鳥取	代表取締役 河上 喜巳
21	アスファルト	県道郡家産野気高線(岡木工区)舗装工事(交付金)	開発建設株式会社	鳥取	代表取締役 藤原 秀光
22	アスファルト	県道米子境港線(彦名工区)舗装補修工事(防災安全交付金)	株式会社エイ・エイチ・エイ	米子	代表取締役 幡原 淳
23	アスファルト	県道横田伯南線(福万米工区)舗装補修工事(交付金補修)	有限会社澤田建設	日野	代表取締役 澤田 信介
24	建築一般	県立八頭高等学校第1教室棟新築工事(建築)	株式会社ジューケン 株式会社都市建設	鳥取	代表取締役 加藤 展宏 代表取締役 勝原 伴仁
25	建築一般	県立鳥取西高等学校整備事業(2工区)(建築)	やまこ建設株式会社 株式会社千代田工務店	鳥取	代表取締役社長 岸本 行正 代表取締役 荒田 潤之介
26	建築一般	県営米子屋内プール(プール棟)耐震改修工事(建築)	有限会社松本組 株式会社竹田工務店	米子	代表取締役 松本 謙次 代表取締役 竹田 昭生
27	法面保護工	つく米地区治山工事(林地荒廃防止)	有限会社オオクボ 岡島建設株式会社	鳥取	代表取締役 大久保 豊 代表取締役 岡島 勝宏
28	法面保護工	県道鳥取鹿野倉吉線道路災害復旧工事(25災132号)	有限会社若建設工業	中部	代表取締役 若原 麻記
29	法面保護工	県道阿見線菅沢線外(折渡工区外)災害防除工事(交付金防災)	山陰緑化建設株式会社	米子	代表取締役 西谷 勝之
30	とび等一般	県道岸本江府線道路災害防除工事(交付金)(経済対策)	山陰緑化建設株式会社	米子	代表取締役 西谷 勝之
31	管工事	県営住宅東浜団地第一期住戸改善工事(55-1棟)(機械設備)	株式会社鳥取ガス設備	鳥取	代表取締役 澤田 公夫
32	管工事	栽培漁業センターマサノ種苗生産施設整備工事(機械設備)	吉野設備工業株式会社	鳥取	代表取締役 吉田 峰雄
33	塗装一般	県営住宅岸本第一団地外壁塗替工事(第二期)	エスエー塗装工業株式会社	中部	代表取締役 阪本 阿羅志
34	港湾工事	大水篠川河川災害復旧工事(25年災152号)	株式会社木下建設	米子	代表取締役 木下 展男

優 良 技 術 者

No.	工事種別	工事名称	請負者、商号または名称	地区	氏名
1	土木一般	国道178号(岩美道路)改良工事(1工区)(補助)	株式会社栗山組 有限会社プロテクト	鳥取	菅内 克己 平尾 和彦
2	土木一般	国道431号(大篠津和田工区)歩道設置工事(防災安全交付金)	株式会社みたこ土建	西部	栗山 和己
3	アスファルト	県道米子境港線(彦名工区)舗装補修工事(防災安全交付金)	株式会社エイ・エイチ・エイ	西部	幡原 淳
4	建築一般	県立八頭高等学校第1教室棟新築工事(建築)	株式会社ジューケン 株式会社都市建設	鳥取	明治 功 平木 章裕

国土交通大臣表彰(建設事業関係者)

No.	分野	氏名	職位	職名
1	建設業関係	総合	横崎 伸幸	鳥取市 現 こおげ建設(株) 常務取締役 現 (一社)鳥取県土木施工管理技士会副会長
2		総合	福井 龍介	米子市 現 (株)フィディア 代表取締役 現 (一社)鳥取県建設業協会理事

国土交通大臣顕彰(優秀施工者)

No.	氏名	主たる担当職種	所 属	所属本社所在地
1	北山 伸也	舗装工	(株)井中組	鳥取県倉吉市
2	田淵 修一	建設機械運転工	(株)藤原組	鳥取県鳥取市

鳥取県国土強靱化地域計画（素案）について

平成27年10月7日
技術企画課

鳥取県国土強靱化地域計画について、各分野の有識者等から意見を伺いながら策定を進めてきたところですが、このたび素案を作成しましたので、その概要を報告します。

記

1 鳥取県国土強靱化地域計画（素案）のポイント

(1) 脆弱性評価の概要

本県の地勢等から想定した大規模自然災害に伴う「起きてはならない最悪の事態」（29項目）を回避するため、現行施策の進捗状況や達成度による課題等を整理・分析。

- ・「命の道」となる基幹的交通インフラの構築と機能強化が必要
- ・地震・津波、水害・土砂災害へのハード・ソフト両面の一層の取組が必要
- ・地域防災力向上や要配慮者支援等の連携強化など自助・共助の更なる充実が必要
- ・行政機能や経済活動の機能維持に向けた一層の取組強化が必要
- ・人口減少社会の克服に向けた平時の取組である地方創生総合戦略の推進が必要
- ・市町村・民間等との協働、地域間の連携強化、国の施策の積極的な活用が不可欠

(2) 目指す強靱化の方向性

脆弱性評価及び、近年発生した主な災害（平成26年8月広島市土砂災害、平成27年9月東北・北関東における浸水被害）による教訓等を踏まえながら、本県が目指す国土強靱化の方向性を整理。

- ・東西の日本海国土軸の形成と太平洋側の諸機能バックアップ
- ・地域防災力・ネットワーク・担い手の確保
- ・ハード整備とソフト対策の適切な組合せ（耐震化対策や老朽化対策の推進）
- ・行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保
- ・国、自治体、民間の主体的な取組促進

2 計画策定の経緯

H26年度 ○国土強靱化PTによる検討PT会議<H26.4.23(水)、H26.12.24(水)>
・大規模自然災害リスク特定 ・脆弱性評価に向けた現行施策の抽出
・「起きてはならない最悪の事態」の特定

H27年度 ○第1回鳥取県国土強靱化地域計画策定委員会<H27.6.26(金)>
・国土強靱化の背景と目的・県の地勢特徴による大規模自然災害の特定

○第2回鳥取県国土強靱化地域計画策定委員会<H27.9.8(火)>

・脆弱性評価 ・国土強靱化に向けた方向性と施策整理

○市町村意見交換の結果<H27.9.24(木)中部、H27.9.25(金)東部、西部>

- ・本計画における市町村の取組としては、発災時の人命保護等に限定される可能性もある。
- ・市町村としては職員減少のため、一定地域をまとめたハザードマップ策定の基となる危険情報図を一元化したものを、市町村の負担金により県が作成するほうが、避難行動計画等の広域的な活用からも合理的である。
- ・市町村の国土強靱化地域計画の策定においても、県の支援が必要である。
- ・今後も国土強靱化の実行性を確保するため、定期的に意見交換を実施する。

3 鳥取県国土強靱化地域計画概要 別添のとおり

4 鳥取県国土強靱化地域計画（素案） 別冊のとおり

5 今後の予定

10月下旬～ パブリックコメントと、その結果を踏まえた計画見直し

鳥取県国土強靱化地域計画〈素案概要版〉

I 計画策定の趣旨、位置付け、計画期間

1 計画策定の趣旨

- 度重なる大規模自然災害により、その都度受けた多くの犠牲と経済的・社会的損失を教訓とし、県民の生命・財産を守り、経済社会システムの維持、被害の最小化のための本県の強靱化が不可欠
- 大規模自然災害のリスク等を踏まえ、国や県内市町村など関係者相互の連携のもと、鳥取県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を策定

2 計画の位置付け

- 国土強靱化基本法に基づき策定され、国が定める国土強靱化基本計画と調和させたものであり、国土強靱化の観点から、様々な分野での指針となるもの

3 計画期間

- 平成27年度から平成32年度の概ね5年間

4 計画策定の流れ

- 計画策定の手順

STEP1 目標の明確化

- ・4つの「基本目標」に対し社会経済システム上で必要な要件8つの「事前に備えるべき目標」を設定

STEP2 「最悪の事態」・施策分野の設定

- ・想定する大規模自然災害の抽出
<地震・津波・豪雨暴風雨・土砂災害・豪雪暴風雪>
- ・「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態」を29ケース設定
- ・取組分野の設定<個別施策分野・横断的分野>

STEP3 脆弱性の評価、課題検討

- ・現状調査及び分析により、脆弱性評価結果をまとめ、重要業績指標の現状値を把握

STEP4 対応方策の検討

- ・各々の施策プログラム及び施策分野について、推進方針を検討（指標及び数値目標（重業績指標）の設定）

STEP5 対応方策の重点化

- ・特に回避すべき事態や重要性、緊急性、波及性に基づく施策プログラムの重点化

II 本県の特性と課題

地形・地質的、気候的、社会的特性

- 山地が多い地形で森林面積は約74%を占める
- 河川は急流が多く、土砂災害危険箇所も多数存在
- 時間雨量80mm以上の猛烈な雨が全国的に頻発化
- 冬は西高東低の気圧配置による降雪が多い
- 2040年の県人口の現状推計は45.5万人
- 高速道路等交通や物流のミッシングリンクが依然存在

III 国土強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の基本理念

- いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥る事が避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築の推進とともに、地域活性化と持続的な成長につなげる

2 国土強靱化の基本目標

- 急速に進む人口減少、切迫する巨大地震、局地化・集中化・激甚化する気象災害、インフラの老朽化等の課題克服
- ①人命の保護が最大限図られること
- ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

3 事前に備えるべき8つの目標

- 基本目標を実現するための社会経済システム上必要な要件として、事前に備えるべき目標を時間軸を持って設定
- ①人命保護
- ②救助・救援・医療活動の迅速な対応
- ③行政機能の確保
- ④情報通信機能の確保
- ⑤地域経済活動の維持
- ⑥ライフラインの確保及び早期復旧
- ⑦二次災害の防止
- ⑧迅速な復旧・復興

4 国土強靱化を進める上での留意事項

- 鳥取県における人口減少、交通物流のミッシングリンク等の特性・課題を踏まえ、目標の実現に向けた取組を、地方創生総合戦略との調和を図りながら推進。
・ハードとソフトの組み合わせ ・既存インフラの有効活用 ・官民連携 ・KPI評価
・PDCAサイクル構築

IV リスクシナリオの設定

1 想定する大規模自然災害

○地震、津波、豪雨、土砂災害、豪雪など本県に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般及び西日本にわたる広域的な大規模自然災害について、他県の事象も参考にしつつ想定

大規模自然災害	想定するリスク
地震	鳥取県地震防災調査研究委員会が設定した断層による最大規模の地震動 (参考とする過去の事象： 昭和18年鳥取地震、平成12年鳥取県西部地震)
津波	平成23年に鳥取県津波対策検討委員会が公表した津波 (参考とする過去の事象・最新の知見： 平成23年東日本大震災、平成26年国提示の津波断層モデルによる解析と被害想定 (L1規模：防災[ハード対策]、L2規模：減災[ソフト対策]))
豪雨・暴風雨	河川整備計画規模 (ハード対策)、想定し得る最大規模の豪雨 (ソフト対策) (参考とする過去の事象： 昭和62年台風19号、平成23年台風12号)
土砂災害	時間80分以上の『猛烈な雨』等に伴う土石流などの土砂災害 (参考とする過去の事象： 昭和62年台風19号、平成19年豪雨[若桜町、琴浦町])
豪雪・暴風雪	大雪に伴う道路鉄道の寸断、なだれ、铁塔損傷による送電寸断、農林水産施設への被害 (参考とする過去の事象： 昭和59年豪雪、平成23年豪雪)
南海トラフ地震	平成25年5月に中央防災会議が最終報告した津波規模 (南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

○国の基本計画で設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本県の地理的・地形的特性等を踏まえ、29の「起きてはならない最悪の事態」を設定

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 人命保護	1-1 建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による死傷者の発生
	1-3 ゲリラ豪雨等による市街地の浸水
	1-4 土砂災害等による死傷者の発生
	1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 救助・救援、医療活動の迅速な対応	2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止
	2-2 長期にわたる孤立集落等の発生
	2-3 救助・救援活動等の機能停止
	2-4 医療機能の麻痺
3. 行政機能の確保	3-1 警察機能の低下
	3-2 県庁及び県機関の機能不全
	3-3 市町村等行政機関の機能不全
4. 情報通信機能の確保	4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止
5. 地域経済活動の維持	5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響
	5-2 交通インフラネットワークの機能停止
	5-3 食料等の安定供給の停滞
6. ライフラインの確保及び早期復旧	6-1 電力供給ネットワーク等機能停止
	6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
7. 二次災害の防止	7-1 大規模火災や広域複合災害の発生
	7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出
	7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響
8. 迅速な復旧・復興	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

○「起きてはならない最悪の事態」に陥らないために必要な多数の施策を念頭に、これらが属するものとして「施策分野」を設定し、施策同士を効率的・効果的に組み合わせるための「横断的」分野を設定

個別施策分野	横断的
①行政機能分野 (行政機能/警察・消防等)	①リスクコミュニケーション分野
②住環境分野 (住宅・都市、環境)	②老朽化対策分野
③保健・医療・福祉分野	③研究開発分野
④産業分野 (エネルギー、金融、情報通信・産業構造等)	④人口減少対策分野
⑤国土保全・交通分野 (交通・物流、国土保全、土地利用)	

V 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- 時間軸での「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、国、県、市町村等の関連する現行の施策について、施策プログラム毎に進捗状況や達成度の把握し、現状分析や課題等を抽出
- 重要業績指標等を参考に、事態回避に係る対応力など県土、地域、経済社会の脆弱性を分析・評価

2 現行施策の評価結果

- 29の「起きてはならない最悪の事態」毎に取り纏めた評価結果は以下のとおり（事前に備えるべき8つの基本目標ごとに提示）

事前に備えるべき基本目標	脆弱性評価結果のポイント
人命保護	民間建築物の耐震化促進や、ハザードマップ等による住民意識向上が必要 など
救助・救援・医療活動等	災害拠点施設の耐震化促進や、人員確保のための関係機関との連携が必要 など
行政機能の確保	行政施設の耐震化や情報通信回線の多重化など災害時機能確保に向けた取組推進が必要 など
情報通信機能の確保	通信設備の耐震化・多重化、非常用電源装置の整備による機能確保が必要 など
地域経済活動の維持	事業者のBCP策定推進や交通ネットワーク強化による交通・物流機能の確保が必要 など
ライフラインの確保等	電力や上下水道等の耐震化やBCP策定・運用によるライフライン機能の確保が必要 など
二次災害の防止	自主防災組織や消防団員の強化等による共助体制の構築が必要 など
迅速な復旧・復興	相互協定による太平洋側バックアップ機能確保や復旧・復興を担う人材の確保・育成が必要 など

3 脆弱性評価の総括

命の道となる基幹的交通インフラ構築と機能強化が必要	行政機能や経済活動の機能維持に向けた取組強化が必要
地震・津波、水害等のハード・ソフト両面の取組が必要	人口減少社会の克服に向けた総合戦略の推進が必要
地域防災力向上やなど自助・共助の更なる充実が必要	市町村・民間等との協働、地域間の連携強化等が不可欠

VI 強靱化のための取組

1 国土強靱化に向けた方向性

- 本県の強靱化に向けて、施策プログラムは以下の事項に留意して、施策の方向性を設定
 - ①日本海国土軸の形成と太平洋側との諸機能バックアップ
 - ②交通物流人材ネットワークによる地域防災力の強化
 - ③ハード・ソフトの組み合わせによる防災減災対策、インフラ機能の高度化
 - ④行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性の確保
 - ⑤国、自治体に加え、民間の主体的な取組促進

2 施策プログラムの設定

- 脆弱性評価の結果を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす29の「起きてはならない最悪の事態」毎に、ハード・ソフト両面から取り組むべき施策プログラムを設定
- 施策プログラムの推進に当たり、個々の施策の進捗や実績を定量的に把握するため、重要業績指標の目標値を設定

①人命保護

起きてはならない最悪の事態	施策項目
1-1 建物倒壊等死傷者の発生	○拠点施設、学校等の耐震化の推進 ○住宅等の耐震化と二次災害対策 ○道路、鉄道等のインフラの耐震化 ○地震等の情報共有
1-2 大規模津波等死傷者の発生	○海岸堤防等の機能強化 ○避難路等の確保 ○警戒避難態勢の整備 ○津波被災地への迅速な支援
1-3 ゲリラ豪雨等による市街地の浸水	○豪雨・洪水情報の高度化 ○危険情報伝達の効率化 ○河川整備事業の推進
1-4 土砂災害等による死傷発生	○土砂災害危険箇所の整備 ○土砂災害情報の周知徹底 ○防災教育・防災意識の啓発
1-5 豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	○関連機関と連携した道路除雪による交通確保
1-6 情報伝達の不備等による多数の死傷者の発生	○住民等への災害情報伝達の迅速化・避難誘導の円滑化 ○交通管制システム等の高度化と交通規制の円滑化

②救助・救援・医療活動の迅速な対応

2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止	○物資備蓄や物資調達の協定等の推進
2-2 長期にわたる孤立集落等の発生	○既存路線の機能確保、○臨時離着陸場の整備や衛星携帯電話の配備
2-3 救助・救援活動等の機能停止	○防災関連施設の耐震化 ○関係機関との協定締結等、活動人員の確保 ○再生可能エネルギー導入やエネルギー供給事業者との供給体制の整備等
2-4 医療機能の麻痺	○災害拠点病院の耐震化 ○防災医療に携わる人員確保 ○BCP等による医療活動機能の確保

③行政機能の確保

3-1 警察機能の低下	○災害時の警察機能確保 ○交通管制システム高度化等交通規制の円滑化
3-2 県庁・県機関の機能不全	○県庁・県機関施設や情報通信設備等の耐震化、回線二重化等
3-3 市町村等機関の機能不全	○BCP等による行政機能の確保

④情報通信機能の確保

4-1 情報通信機能の麻痺・停止	○再生可能エネルギー導入や非常用電源装置の整備、燃料確保
------------------	------------------------------

⑤地域経済活動の維持

5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響	○各事業者におけるBCP策定 ○交通・物流インフラ機能の強化 ○燃料、工業用水等の供給確保
5-2 交通インフラネットワークの機能停止	○県内高速道路等の整備推進によるミッシングリンクの解消 ○関係団体との連携による輸送手段の確保
5-3 食料等の安定供給の停滞	○農林水産関係団体を通じた出荷要請による供給量の維持 ○水産物流通拠点施設の耐震化 ○各事業者におけるBCP策定等

⑥ライフラインの確保及び早期復旧

6-1 電力供給ネットワーク等機能停止	○エネルギー供給施設等の耐震化 ○再生可能エネルギーの導入
6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止	○上下水道の耐震化、BCP運用による機能確保

⑦二次災害の防止

7-1 大規模火災や広域複合災害の発生	○活動人員と共助体制の確保 ○延焼防止対策、家具等転倒防止対策の促進
7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生	○ため池、ダム等施設の耐震化等（横断的分野（老朽化対策）と連携） ○住民の防災意識向上 ○森林等の保全管理
7-3 有害物質の大規模拡散流出	○防災訓練の実施 ○PCB汚染処理施設の整備促進
7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響	○農林水産物の出荷情報等収集と消費者への提供 ○観光客数の維持拡大

⑧迅速な復旧・復興

8-1 大量発生する災害廃棄物の処理停滞により遅れる事態	○災害時自立稼働できるゴミ焼却施設の増設
8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により遅れる事態	○人材の育成・確保（横断的分野（人口減少対策）との連携）
8-3 地域コミュニティの崩壊等により遅れる事態	○横断的分野（リスクコミュニケーション）と併せた地域コミュニティの構築
8-4 基幹インフラの損壊により遅れる事態	○緊急輸送道路等ネットワークの確保
8-5 長期にわたる浸水被害の発生により遅れる事態	○洪水対策の推進 ○浸水危険区域の周知

3 個別施策分野の役割

- 本県の強靱化に向けた施策プログラムは、5つの個別施策分野に属するもの
- 個別施策分野の役割を明確化するため、施策プログラムに掲載する具体的施策を再整理

4 施策の重点化

- 計画の実効性を確保するため、重要性、緊急性、波及性等の視点で施策プログラムを重点化

VII 計画の推進に向けて

1 計画推進

- PDCAサイクルの体制構築と計画の着実な推進 ○諸情勢の変化に応じた施策や指標の追加・変更
- 市町村との連絡会開催、民間取組情報の収集

2 計画の進捗管理

- 毎年の進捗管理とKPI管理データベースの構築 ○中間年の外部評価の実施 ○結果の公表

3 計画の見直し等

- 計画期間は概ね5年とし、それ以前においても、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて修正、見直しを実施
- 中間年の外部評価の実施と計画の見直しへの反映

平成27年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について

平成27年10月7日

技術企画課

平成27年7月1日を価格判定の基準日とする平成27年鳥取県地価調査の結果及び地価動向について報告します。

1 鳥取県の地価動向

平成27年7月1日時点の鳥取県地価調査によると、昨年7月1日以降1年間の地価は、住宅地・商業地など全ての用途で下落となったが、全用途平均で△2.7%と前年(△3.5%)より下落幅が縮小となった。

主な用途の対前年変動率では、住宅地が△2.7% (全国△1.0%)、商業地が△2.9% (全国△0.5%)、工業地が△2.9% (全国△0.9%)であり、いずれも全国平均と比べ下落幅が大きい。

また、県内の全基準地において価格が上昇した地点はないものの、価格が横ばいの地点が昨年の5地点から9地点に増えた。

第1表 過去10年間の対前年変動率の推移(鳥取県)

(単位：%)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備考
全用途	△4.4	△3.5	△3.0	△4.1	△5.0	△5.0	△5.1	△4.6	△3.5	△2.7	17年連続下落
住宅地	△3.5	△3.0	△2.7	△3.7	△4.7	△4.7	△4.8	△4.4	△3.4	△2.7	16年連続下落
商業地	△6.5	△4.8	△4.0	△5.6	△6.4	△6.8	△6.1	△4.9	△3.8	△2.9	24年連続下落
工業地	△8.2	△7.1	△3.9	△4.7	△5.8	△5.9	△5.9	△6.4	△4.3	△2.9	18年連続下落

第2表 地域別・用途別の対前年変動率

(単位：%)

地域	用途	住宅地		宅地見込地		商業地		工業地		全用途	
		H26	H27	H26	H27	H26	H27	H26	H27	H26	H27
鳥取市		△3.2	△2.6			△3.9	△3.3	△4.4	△3.7	△3.4	△2.8
米子市		△4.1	△2.1	△4.3	△3.2	△2.5	△1.6	△4.9	△3.6	△3.7	△2.1
倉吉市		△3.0	△1.9	△5.6	△4.5	△4.6	△2.7	△3.1	△3.2	△3.5	△2.3
境港市		△5.3	△4.6			△8.6	△5.7	△4.4	0.0	△5.6	△3.9
市部		△3.5	△2.5	△5.0	△3.9	△3.7	△2.7	△4.3	△2.9	△3.6	△2.6
町村部		△3.2	△2.9			△4.0	△3.7			△3.3	△3.0
鳥取県		△3.4	△2.7	△5.0	△3.9	△3.8	△2.9	△4.3	△2.9	△3.5	△2.7
全国		△1.2	△1.0	△2.3	△1.5	△1.1	△0.5	△1.5	△0.9	△1.2	△0.9

第3表 価格が横ばいの地点(H26年5地点→H27年9地点)

用途	基準地の所在	標準価格(円/㎡)	用途	基準地の所在	標準価格(円/㎡)
住	鳥取市湖山南3丁目108番36	52,500	住	米子市西福原9丁目1843番3	39,500
住	鳥取市吉成南1丁目545外	57,000	住	伯耆町小林字南原上691番7	5,100
住	鳥取市吉成字下池田1022	62,500	住	日南町生山字樋ノ口406番6	11,800
住	鳥取市晩稻字東土居236番3外	38,500	工	境港市昭和町34番	5,500
住	鳥取市若葉台南3丁目241番	43,000	(注) 住=住宅地、商=商業地、工=工業地		

第4表 最高価格

用途	所在地	標準価格(円/㎡)		対前年変動率(%)	備考
		H26	H27		
住宅地	鳥取市西町3丁目411番	83,000	82,500	△0.6	3年連続最高価格、居住環境良好な市街地住宅地域
商業地	鳥取市栄町609番	134,000	127,000	△5.2	20年連続最高価格、鳥取駅近接の商業地域

2 本調査の目的

本調査は、国土利用計画法施行令第9条の規定に基づき、土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するため、都道府県が毎年1回県内全域の基準地の価格を調査し、その結果を公表するものである。

これは、国の行う地価公示(価格判定の基準日は毎年1月1日)とあわせて一般の土地の取引価格の指標ともなるものである。

第5表 用途別の基準地数

() は内数で、選定替地点数

区分	住宅地	宅地見込地	商業地	工業地	宅地計	林地	合計
基準地数	129(5)	2	35(1)	6	172(6)	6	178(6)

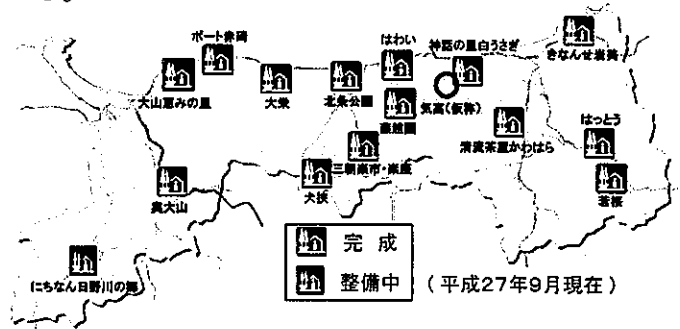
気高道の駅(仮称)について

平成 27 年 10 月 7 日
道 路 企 画 課

鳥取市が山陰道の浜村鹿野温泉 I C (仮称) 周辺に計画している「気高道の駅(仮称)」について、現在の状況及び今後の道路管理者としての県の対応について報告します。

1. 県内の「道の駅」の状況

- 平成5年の「大栄」を第1号として、現在14箇所が登録整備されている。
- 今年4月には江府町の「奥大山」、7月には岩美町の「きなんせ岩美」がオープンし、地域の活力や活性化の拠点として動き始めている。
- 「道の駅」は地方創生を具体的に実現していくための有力な手段として、国においても「道の駅」を核とした「小さな拠点の形成」を目指した取組を支援するとしている。
- 本県においても、元気づくり総合戦略の中で「道の駅」を通じて、「暮らしやすく、元気になるまちづくり」を支援するとしている。



2. 「気高道の駅(仮称)」の状況

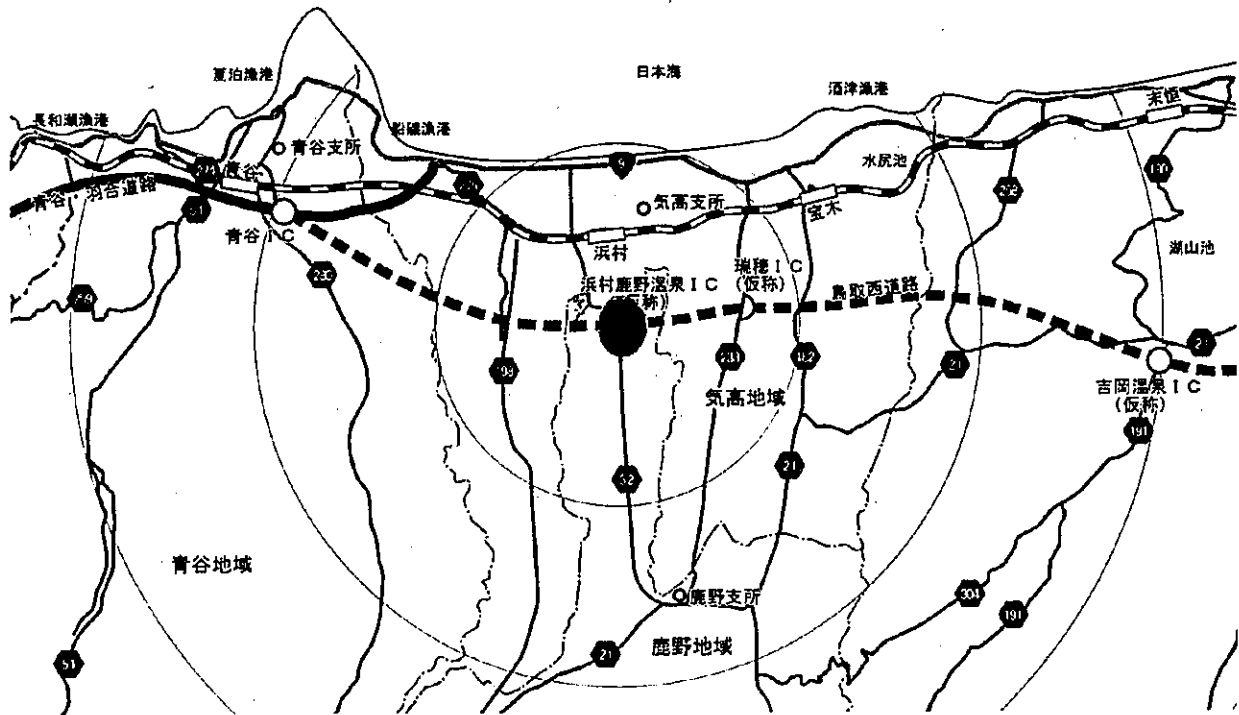
- 鳥取市が昨年度に整備基本構想・基本計画(案)を策定し、今年4月から5月にかけて市民政策コメントの募集や説明会を開催。市民から整備に向けて前向きな意見が多数寄せられたと聞いている。
 - 現在は、鳥取市が市民の意見を踏まえ事業化に向けて、関係機関と協議・調整を行っているところ。
 - 鳥取市は具体的なスケジュールを示していないが、最短で鳥取西道路開通が予定されている平成29年度より1年遅れの平成30年度のオープンを見込んでいる。
- <「気高道の駅(仮称)」整備基本構想・基本計画(案)>
コンセプト:「人とまちを元気にする 鳥取・因幡らしさが息づく 西因幡 道の駅」
敷地面積: 18,350m²
概算事業費: 14億8千万円

3. 道路管理者としての県の関わり

- 一体型の道の駅として整備し、整備主体は鳥取市と道路管理者の2者となる。
 - ・鳥取市は地域振興施設(物販施設、イベント広場、利用者駐車場等)を整備
 - ・道路管理者は道路休憩・情報提供施設(トイレ、駐車場、道路情報モニター等)を整備
- 道の駅への出入りが県道郡家鹿野気高線となるため道路管理者は県となる。ただ、道路休憩施設利用者の多くが山陰道からと見込まれるため、山陰道の道路管理者である国交省と国の支援等について道路管理者同士の調整を行っているところ。
 - ・道の駅を山陰道と直結(本線直結型)することが難しいため、無料高速道路のサービス施設として位置付ける「I C近傍型道の駅」(*)という新しいスキームでの整備となる。
※無料の高速道路本線と直結するのではなく一般道路を経由した道の駅
- 市の具体的な計画を踏まえ、オープンに遅れが生じないように道路管理者として県が平成28年度の新規事業化を検討する。

<参考資料>

○計画候補地（鳥取市策定 整備基本構想・基本計画（案） 抜粋）



○社会資本整備審議会道路分科会 第47回基本政策部会（H27.4.8）資料 抜粋
無料の高速道路でも、「道の駅」を活用した休憩サービスを提供

- 無料の高速道路は、今後整備が急速に進展
- 一方、休憩施設はほとんどなく、休憩サービスの提供が交通安全上も課題
- 今後は、国が計画を立て、3,000kmを超える無料の高速道路に、計画的に休憩施設を設置

【無料の高速道路の延長】

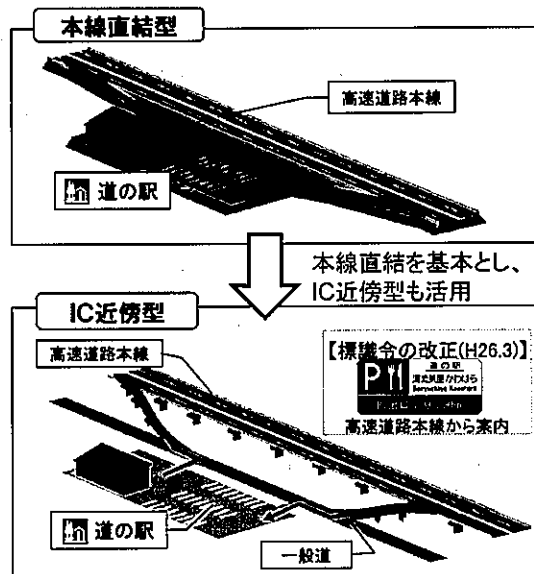
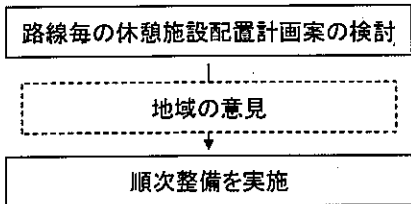
現在:1,835km ⇨ 今後:3,220km

※開通済み延長(H27.4.1時点)

※事業中區間整備後

【無料の高速道路における休憩施設設置検討】

- ① 今後、3,000kmを超える無料の高速道路において、計画的に休憩施設を設置する。
- ② 駐車場、トイレを最低限の設備とし、地域が主体となって計画する道の駅の整備を認める。
- ③ 本線への直結を基本とするが、無料で乗降りできる特性を活かし、IC近傍型も活用する。



高速自動車国道法施行令及び同法施行規則の改正の概要について

平成27年10月7日
道路企画課

国土交通省が、次のとおり高速自動車国道法施行令及び高速自動車国道法施行規則の一部改正を検討しているため、その概要を報告します。

国土交通省は、暫定2車線で整備された高速道路を4車線化するための手続きの見直しの検討を行っており、改正政令・省令を10月に公布・施行する予定である。

(従来)：国土開発幹線自動車道建設会議(国幹会議)の承認を経て整備計画を変更

↓

(見直し)：社会資本整備審議会などの第三者委員会の意見を踏まえ、国幹会議の承認を経ることなく整備計画を変更

1 背景

- 国土交通省では、4車線で整備を行う高速自動車国道の一部について、“暫定2車線”方式を活用して、高速自動車国道のネットワーク形成を進めてきた。
- しかし、高速自動車国道のうち暫定2車線区間については、①対面交通の安全性や走行性、②大規模災害時の対応、③積雪時の狭隘な走行空間等、といった点において課題を有していることから、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申(平成27年7月30日)においても、暫定区間の車線数の増加にあたっては、「透明性を確保しつつ、機動的に対応することが必要である」と指摘されたところ。
- この中間答申を踏まえ、暫定2車線区間の4車線化等について、第三者委員会での議論等の透明性の確保策を前提としつつ、交通量の増大等を勘案して機動的に対応することが可能となるよう、高速自動車国道の整備計画の変更等に係る手続きの見直しを検討することとしたもの。

2 改正の概要

(1) 高速自動車国道法施行令

国土交通大臣が高速自動車国道の新設又は改築に関する整備計画を定め、変更しようとするときに国土開発幹線自動車道建設会議の議を経なければならない事項から、①区間ごとの車線数(国土交通省令で定める高速自動車交通網に及ぼす影響が軽微なもの)、②工事に要する費用の概算額(国土交通省令で定める一定のもの)を除くこととする。

※現行制度における国幹会議の議を経て整備計画に定める事項

- ① 経過する市町村名
- ② 車線数
- ③ 設計速度
- ④ 連結位置及び連結予定施設
- ⑤ 工事に要する費用の概算額

(2) 高速自動車国道法施行規則

政令改正に伴い、国土交通省令に委任されるものについて、暫定2車線区間の4車線化に伴う「区間ごとの車線数」及び「工事に要する費用の概算額」の変更等を定めることとする。

3 改正の時期

平成27年10月公布・施行を予定している。

平成27年台風第18号による大雨等を踏まえた 防災対策検討緊急合同会議の結果概要について

平成27年10月7日
危機管理政策課
河川課

「平成27年9月関東・東北豪雨」により甚大な被害を受けた被災地に対して支援の申し出を行うとともに、その教訓や課題を踏まえて本県の防災体制を緊急点検しました。

1 気象・被害の概要

- 9月9日から11日にかけては、台風第18号や台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ。特に大雨特別警報が発表された関東地方と東北地方では、この期間内の総降水量が栃木県日光市で647.5ミリ、宮城県丸森町で536ミリを観測する等、記録的な大雨となった。
- 茨城県では鬼怒川の決壊等により約25万人に、宮城県でも渋井川の決壊等により約99万人に避難勧告等が発表された。宮城県・茨城県・栃木県の26市町に災害救助法が、宮城県・福島県・茨城県・栃木県の8市町に被災者生活再建支援法が適用された。（9月28日現在）

2 本県の支援・対応状況

- 全国知事会、関西広域連合、消防庁（緊急消防援助隊）に対して対応を確認するとともに、宮城県及び大崎市に支援を申し出るが、支援要請はなかった。（支援要請があった場合に備え、ヘリ等の資機材確保、県庁内外との連絡体制の確保及び、徳島県と連携した支援の体制を整備した。）
- 宮城県への派遣職員の安否確認を行い、無事であることを確認した。
- 県社会福祉協議会が、全国社会福祉協議会などから情報を収集したが、災害ボランティアセンターへの支援要請は現時点までなし。
- 東日本大震災に加えて、本災害についてもイベント等で募金活動を行っているところ。

3 本県の防災体制の緊急点検等

現在、出水期にあることから、国、県、市町村で「平成27年台風第18号による大雨等に係る被害を踏まえた防災対策検討緊急合同会議」を開催し、報道情報等によりその時点で考えられる教訓や課題について共有するとともに、本県の防災体制について再度の確認による徹底及び改善強化に取り組むことを確認した。

ア 開催日時：9月18日（金）午前10時30分から正午まで

イ 参加機関：国（中国地方整備局の県内河川（国道）事務所、鳥取地方气象台）、市町村、消防局、
県関係課

ウ 行政機関において再確認、見直し等を行う事項

①避難勧告等のよりの確な発令

- ・市町村は、防災関係機関（気象庁・国・県等）からの情報や助言を活用
- ・県や国は、求めがない場合にも能動的に助言を実施
- ・（新）洪水ハザードマップ（防災マップ）について、継続的に啓発活動を実施
- ・客観的なデータ（水位計情報、記録的短時間大雨情報など）に基づく状況分析、又、対応方針の検討立案を行う専任職員の配置
- ・空振りを恐れず、避難情報の早期発出を徹底し、日没までの避難完了に努めること（避難準備情報の発令や予防的避難の導入）
- ・刻々と変化する状況を段階的に伝えるなど、住民が危険を正しく認識できるように、きめ細やかな情報伝達

②避難勧告等の内容

- ・やむを得ず、夜間に発令する場合や既に浸水している場合、状況に応じた適切な行動を呼びかけ、必要に応じて避難経路など具体的情報発信
- ・2階以上の河川や斜面の反対側のスペースに移動避難すること（建物内での待避等の安全確保措置）が、立ち退き避難が危険な場合には、次善の策であることを周知して、固定化した避難イメージ（避難＝指定された避難所への移動）の払拭を図る

③避難勧告等の伝達

- ・情報を迅速に、複数の手段で確実に、住民が危険を正しく認識できるように伝達（防災行政無線、緊急速報（エリア）メール、Lアラートの活用）
- ・（新）防災行政無線の戸別受信器が未整備の自治体は、その整備や防災ラジオの配布等
- ・避難勧告等を発令する際、緊急時には命令口調を用いることや、市町村長が直接伝えることが有効

④全体像を把握した対応、対応結果の確認

- ・組織内で、対応状況を常時確認し、対応漏れ等を防ぐチェックを行う
- ・目の前の事象への対応のみならず、今後起こり得る事象を先読みする

⑤現場状況を把握した適切な情報提供

- ・住民からの情報などを管内図に記入するなど、把握した情報を全体で情報共有すること 等

⑥注意報・警報発表時の人員配備と連絡手段の確保

- ・緊急対応や同時複数個所の被災など、ごく短時間に状況が推移する状況に対応できる職員動員（増員）体制を構築すること

⑦防災関係機関相互の情報共有

- ・被害情報の報告ルールの確認
- ・県・市町村、防災関係機関での情報共有を図るために、災害情報システムの活用

⑧庁舎、避難所の浸水対策

- ・（新）市町村役場庁舎、非常用発電機、通信インフラの浸水対策の実施。情報連絡員携行品の定期点検・保管場所の確認（浸水のおそれがない場所に移動）
- ・（新）災対策に基づく指定避難所等の指定作業（浸水しない避難所の指定及び避難路の確保）の推進及び非常用発電機の整備や物資の備蓄

⑨住民の自発的な行動の促進

- ・災害種別ごとの行動、立ち退き避難場所、注目情報など避難行動に必要な知識の住民周知を徹底

⑩河川改修などハード対策の着実な推進、ソフト対策の充実・強化、河川情報発信のあり方の検討

- ・河川改修や予防保全型維持管理などハード対策の着実な推進
- ・堤防機能の脆弱性評価や洪水時家屋倒壊危険ゾーン設定などソフト対策の充実・強化
- ・市町村と連携した「住民の適切な避難行動を促す避難情報伝達」の仕組みづくり

エ 県民の皆さんにお願いしたい事項

- ①日頃から、ハザードマップ、災害種別ごとの行動、立ち退き避難場所、注目情報、次善の策としての屋内安全確保措置等の確認などを行って、短時間のうちに適切な避難行動をとることができるよう準備すること
- ②避難訓練や防災訓練の実施、参加を行うこと

直轄皆生海岸の整備の現状について

平成27年10月7日
河川課

直轄皆生海岸では、皆生、両三柳、富益及び境港の4つの工区において対策が進められています。この度、皆生工区の人エリーフ化、富益工区の侵食対策について、10月5日の「皆生海岸技術検討委員会」※1において方向性が示されたところであり、その概要等について報告します。

1 皆生工区の人エリーフ化について

国は、既設離岸堤の老朽化等を踏まえ、平成17年度から離岸堤（5基）の人エリーフ化に着手した。

完了した2基区間では、海水浴場の遠浅化や景観の改善が図られたものの、残り3基区間については、次の理由から離岸堤のまま存置するよう見直すこととした。

今後、「皆生海岸利用促進懇談会」※2など住民の意見を踏まえ、整備方針を決定する予定である。

[理由]

- ・残りの区間は、離岸堤が陸寄りであり、旅館街が海岸線に張出す前浜が狭い地形条件にあり、離岸堤以外の工法では、いずれも十分な堆砂効果は期待できないこと。（下図）
- ・残る3基の離岸堤は、沖側堤脚部分の深掘も少なく安定しており、消波ブロックの状態も比較的健全なため、モニタリングによる補修で存置が可能であること。



図1 皆生工区の人エリーフ化（3基目）のシミュレーション

2 富益工区の侵食対策について

国は、平成26年度までに人工エリーフ5基（暫定幅）を整備したが、侵食傾向が続いているため、拡幅等の追加対策の検討を行うこととした。

なお、境港工区からのサンドリサイクルは継続する。

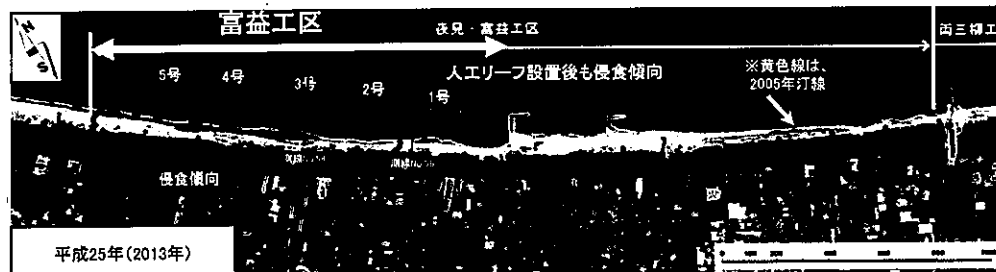
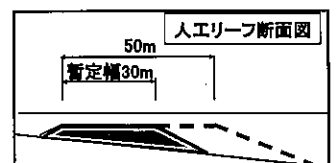


図2 富益工区の侵食対策



3 両三柳工区の侵食対策について

国は、平成26年度から3か年の計画で離岸堤3基の整備を進めている。

4 境港工区のサンドリサイクルについて

国は、境港管理組合と連携し、富益工区等へのサンドリサイクルを実施している。

5 今後の海岸整備の進め方

国は、今後も各工区の対策について、モニタリングと検証を行うとともに、「皆生海岸技術検討委員会」並びに「皆生海岸利用促進懇談会」等の意見を踏まえながら、事業を進めていく予定である。

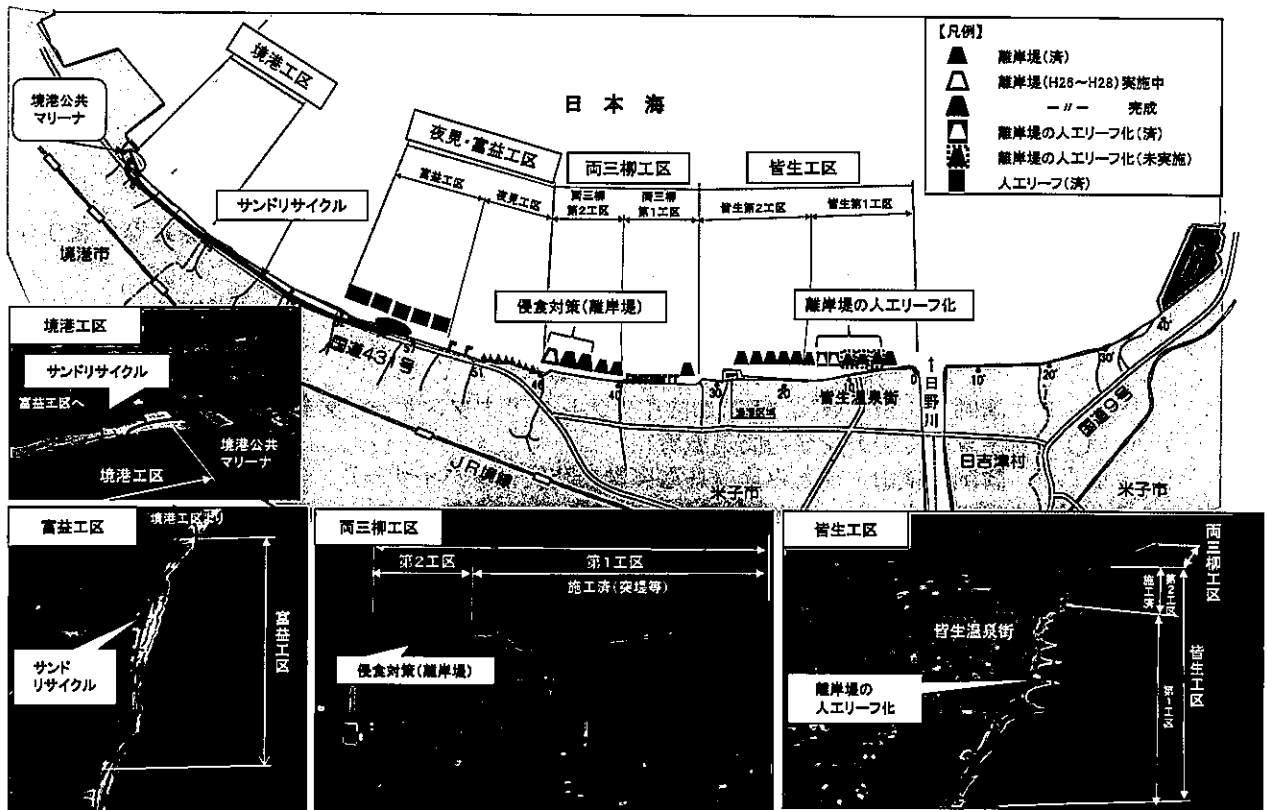


図3 皆生海岸全事業全体図

※1 「皆生海岸技術検討委員会」：平成15年3月設立（委員長：野田 英明 鳥取大学名誉教授）
・技術的な課題の検討を目的とし、有識者、行政機関で構成。

※2 「皆生海岸利用促進懇談会」：平成15年3月設立（議長：野田 英明 鳥取大学名誉教授）
・皆生海岸の景観や利用のあり方等についての地元の意見を事業に反映させることを目的とし、皆生温泉旅館組合等地元関係者、有識者、行政機関で構成。

平成27年度「土砂災害・水害に関するシンポジウム」の開催について

<土砂災害・水害から命を守るために、普段から心掛けてほしいこと>

平成27年10月7日

河川課
治山砂防課

近年、頻発している土砂災害、水害から命を守るために、地域の皆さん一人ひとりに普段から心掛けてほしいことについて考えるとともに、防災意識の向上、地域の避難体制整備など地域防災力の強化に繋がるように、次のとおりシンポジウムを開催します。

1 目的

近年、全国各地で土砂災害が頻発、激甚化し、このたびの関東・東北の大水害や昨年8月の広島市の大規模土砂災害など甚大な被害が生じている。このため、地域で防災活動、消防活動及び防災教育を行う地域の防災リーダーとなられる方々の防災・減災への取組を紹介し、より多くの方々の防災意識の向上、地域の避難体制整備など地域防災力の強化につなげる。

2 開催内容

(1) 日時 平成27年10月24日(土) 13:30~16:30

(2) 場所 とりぎん文化会館 小ホール (鳥取市尚徳町101番地5)

(3) 参加者 一般県民、自主防災組織メンバー、防災・消防行政関係者、教育関係者等 300名程度 (参加費無料)

(4) 内容

ア 基調講演

○ 「天気予報の現場で・・・映像と想像の大切さ」

講師：山根 収氏 (TSK山陰中央テレビアナウンサー・気象予報士)

○ 『生きぬく力』を育む防災教育

講師：横山 ひとみ氏 (鳥取県学校防災アドバイザー)

イ パネルディスカッション

コーディネーター：藤村 尚氏 (鳥取大学名誉教授)

コメンテーター：横山 ひとみ氏 (鳥取県学校防災アドバイザー)

パネリスト：鎌田 正氏 (鳥取県東部広域行政管理組合鳥取消防署副署長)

長谷川 孝司氏 (北栄町西高尾自主防災会防災専門員・鳥取県自主防災活動アドバイザー)

吉川 仁彦氏 (倉吉市総務部防災安全課長)

的場 善博氏 (鳥取県県土整備部治山砂防課長)

ウ 企画展示

小ホールホワイエにて土砂災害・水害対策や防災関連のパネル等を展示する。

- ・土砂災害、水害対策、地域ハザードマップ等の紹介パネル
- ・土石流実験模型 等

3 当日スケジュール (予定)

時間	内容
13:30~13:40 (10分)	開会あいさつ
13:40~14:55 (75分)	基調講演
14:55~15:10 (15分)	休憩
15:10~16:25 (75分)	パネルディスカッション
16:25~16:30 (5分)	閉会あいさつ

4 主催等

(1) 主催：鳥取県

(2) 後援：鳥取地方气象台、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所、鳥取大学、鳥取県教育委員会、鳥取県東部広域行政管理組合、全国治水砂防協会鳥取県支部、鳥取県土木防災・砂防ボランティア協会

高度衛生管理型漁港・市場整備の進捗状況について

平成 27 年 10 月 7 日
水 産 課
境 港 水 産 事 務 所
空 港 港 湾 課

9月18日に「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」(会長：白須境港水産振興協会会長、委員37名)が開催され、境漁港の「高度衛生管理型漁港・市場整備」に係る荷さばき所等の基本設計について説明し了解を得ました。

1 整備の概要

整備対象	整備内容	備考
1号上屋	[新築]まき網漁業マグロ、いか釣り漁業	水揚げ量に対応して利用できるよう一体整備。
2号上屋	[新築]沖合底びき網漁業	
陸送上屋	[新築]陸送で運ばれてくる陸送物	
3号～5号上屋	[改修]岸壁進入へのセキュリティゲート設置(6号含む)、血水対策、防鳥対策(まき網トラック売り)	
5号かにかご上屋	[増築・改修]ベニズワイガニかにかご漁業	
6号上屋	[新築]、血水対策、防鳥対策(沿岸漁業、まき網トラック売り)	
トラックスカー	[新築](まき網トラック売り)	
2号岸壁	[改良]耐震強化岸壁の整備	耐震改良
5号～7号岸壁	[改良]まき網漁船に対応した岸壁の整備	増深改良 泊地浚渫を含む
新設栈橋	[新設]まき網漁船に対応した岸壁の整備	港湾岸壁の活用を検討

2 スケジュール(予定)

現時点での予定は次のとおりだが、協議会委員等から工期短縮に係る意見があり、工期短縮に係る検討を早急に進める。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
実施設計	■■■■■							
トラックスカー		■■■						
陸送上屋			■■■■■					
2号上屋				■■■■■				
1号上屋						■■■■■		
かにかご上屋			■■■■■					
3号～6号上屋		■■■■■						
2号岸壁				■■■■■				
5号～7号岸壁	■■■■■							
新設栈橋							■■■■■	

(参考)

(1) 衛生管理体制の検討

施設整備(ハード)と併せて高度衛生管理型市場の車の両輪となる「市場利用」のルール(ソフト対策)を確立し、市場利用者が主体的に衛生管理を行う体制をつくるため、「境港水産物市場利用協議会」が9月14日に発足した。(事務局：境港水産物市場管理(株)、境港水産事務所)

- ① 組織 会長－佐々木 六郎 境港水産物市場管理(株) 代表取締役社長
委員－卸売業者、仲買業者、荷揚業者等 計35名
- ② 今後の活動 ○現市場における衛生管理上の課題と対策の検討
○衛生管理マニュアルの具体的な内容の検討

(2) 輸出促進

国は、境漁港をモデル漁港として、昨年度「漁港・市場を核とした輸出促進対策ガイドライン」作成に向けた調査・検討を実施(今年度公表予定)し、今年度は「EU輸出に係る産地市場の登録のための実務マニュアル」を検討中。

県では、境港輸出入促進協議会による輸出促進に係る取組を支援するとともに、地元関係者の意見も踏まえ、必要に応じてハード及びソフト対策を検討する。

境港地区 高度衛生管理基本計画 (概要)

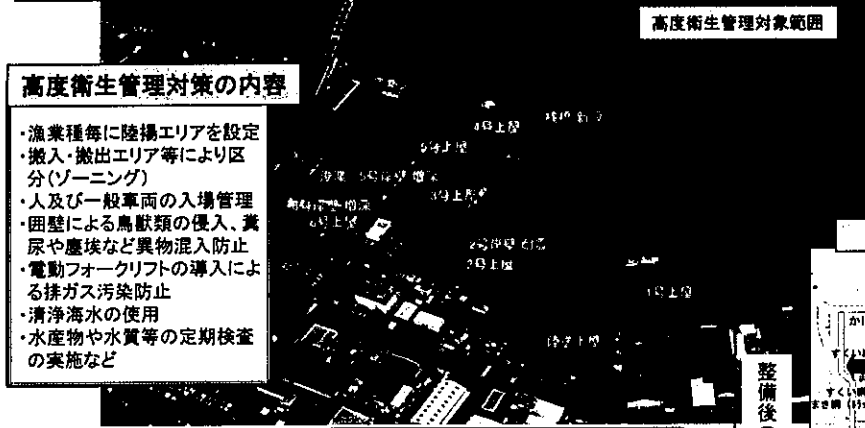
《概要》

- ・境漁港は、特定第3種漁港(全国で13漁港)の一つ。
- ・まき網漁業、底びき網漁業及びかにかご漁業等日本海沖合漁業の拠点。
- ・国・県・市・市場関係者等からなる「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」を設置し、衛生管理体制の構築について方向性を決定。

事業箇所: 境港市昭和町
計画工事種目:

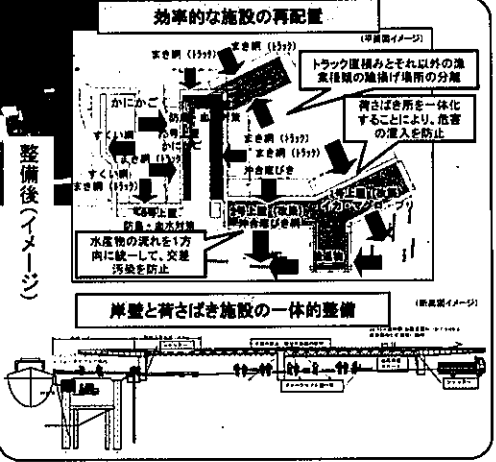
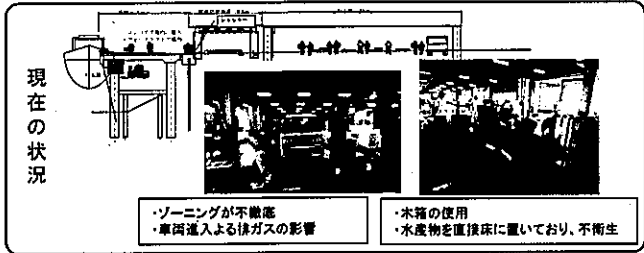
-6m泊地浚渫	7,300㎡
-6m岸壁(新設)	313m
-6m岸壁(耐震改良)	157m
-6m岸壁(増深改良)	245m
道路	485m
用地(人工地盤)	12,000㎡
清浄冷海水取水施設	1式
荷さばき所	1式

事業費: 120億円
事業期間: 平成26年度～平成35年度

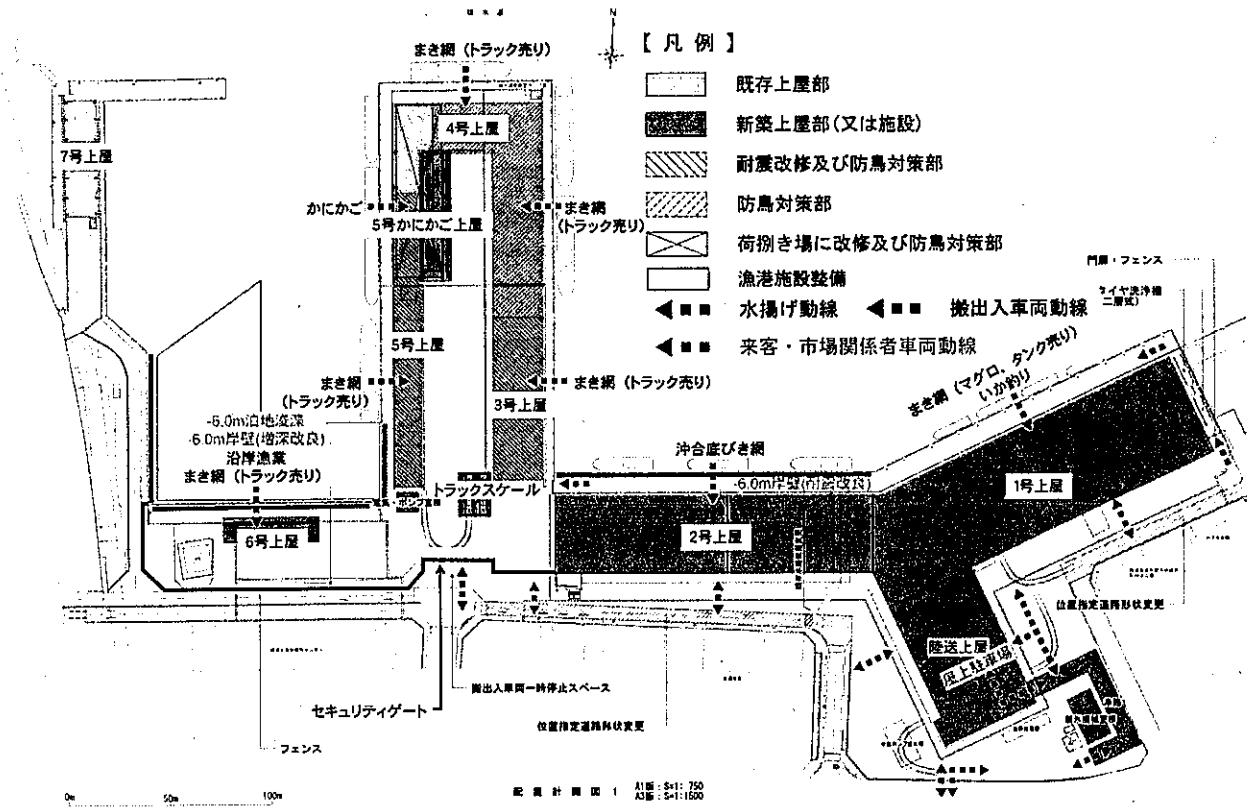


高度衛生管理対策の内容

- ・漁業種毎に陸揚エリアを設定
- ・搬入・搬出エリア等により区分(ゾーニング)
- ・人及び一般車両の入場管理
- ・囲壁による鳥獣類の侵入、糞尿や塵埃など異物混入防止
- ・電動フォークリフトの導入による排ガス汚染防止
- ・清浄海水の使用
- ・水産物や水質等の定期検査の実施など



(資料2) 整備の概要

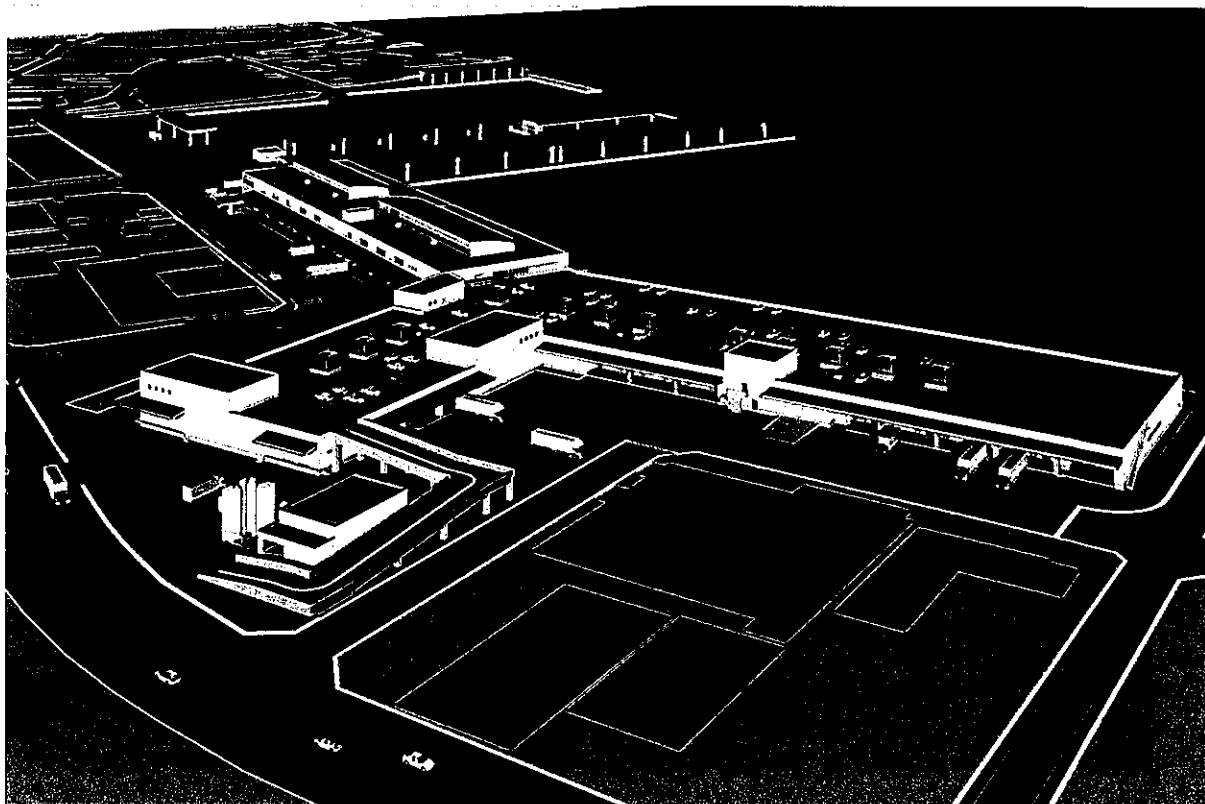


(資料3) 新市場のイメージ

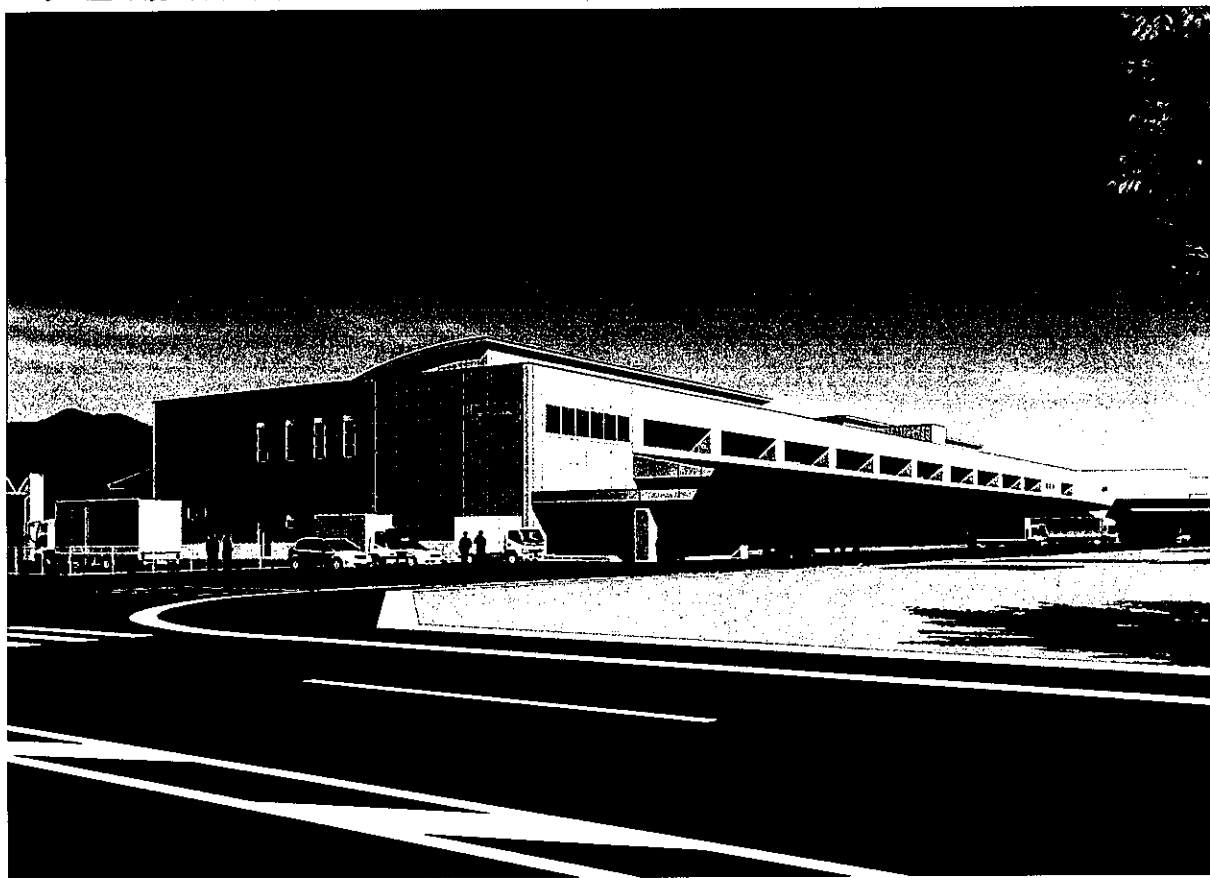
○境水道から



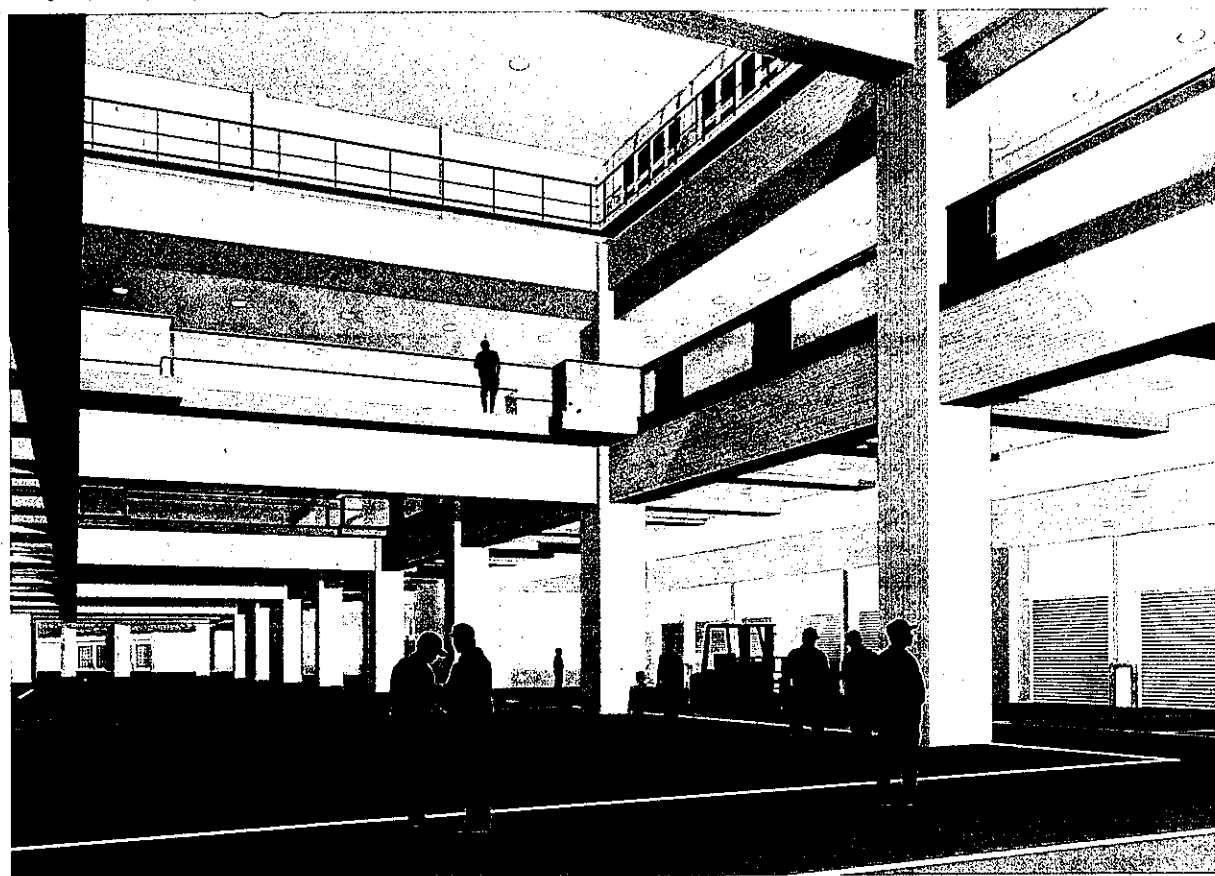
○全景 (南東方向から)



○ 2号上屋外観（水産物直売センターから）



○ 2号上屋内側（西から東方向を見通す）



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】		県土整備部						
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要	
道路企画課 西部総合事務所 （米子県土整備局）	県道岸本江府線（大内トンネル）トンネル補修工事（防災安全交付金）	西伯郡 伯耆町 大内	株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	105,192,000円 （予定価格） 114,963,840円	平成27年9月17日 ～ 平成28年3月18日	平成27年9月16日	制限付 一般競争入札 （10社）	
河川課 中部総合事務所 （県土整備局）	北条川放水路改修工事（護岸工）	東伯郡 北栄町 弓原	株式会社クラエー 代表取締役 西村 博文	97,524,000円 （予定価格） 107,924,400円	平成27年9月11日 ～ 平成28年3月15日	平成27年9月11日	制限付 一般競争入札 （14社）	

【変更分】		県土整備部						
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要	
道路企画課 西部総合事務所 日野振興センター （日野県土整備局）	県道倉吉江府溝口線（御机工区）防雪工事（交付金書案）	日野郡 江府町 御机	有限会社浜本組 代表取締役 浜本 伸介	（当初契約額） 95,796,000円 （第1回変更後契約額） 102,358,080円 〔（変更額） 6,562,080円〕	平成27年3月17日 ～ 平成27年11月6日 （変更後工期） 平成27年12月5日	（当初契約年月日） 平成27年3月17日 （第1回変更契約年月日） 平成27年9月28日		
道路建設課	国道178号（岩美道路）改良工事（10工区）補助	岩美郡 岩美町 本庄	国道178号（岩美道路）改良工事（10工区）（補助）藤原・西村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社藤原組 取締役社長 藤原 正	（当初契約額） 257,040,000円	平成26年12月25日 ～ 平成27年9月29日 （変更後工期） 平成27年12月17日	（当初契約年月日） 平成26年12月24日 （第1回変更契約年月日） 平成27年9月28日		

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
道路建設課	国道178号(岩美道路)改良工事 (11工区)補助	岩美郡 岩美町 浦富	国道178号(岩美道路)改良工事 (11工区)(補助)興洋・藤原・未来特 定建設工事共同企業体 代表者 株式会社興洋工務店 代表取締役 亀井 勲	(当初契約額) 363,960,000円	平成27年2月25日 ～ 平成27年8月31日	(当初契約年月日) 平成27年2月24日	
				(第1回変更後契約額) 364,843,440円 〔 883,440円〕		(第1回変更契約年月日) 平成27年3月27日	
				(第2回変更後契約額) 361,668,240円 〔 Δ3,175,200円〕	(変更後工期) 平成27年9月14日	(第2回変更契約年月日) 平成27年7月31日	
道路建設課 〔鳥取県土整備 事務所〕	国道178号(岩美道路)橋梁下部 工事(5工区(P19))(補助)	岩美郡 岩美町 浦富	株式会社原田建設 代表取締役 原田 實	(当初契約額) 135,540,000円	平成26年10月28日 ～ 平成27年8月24日	(当初契約年月日) 平成26年10月27日	
				(第2回変更後契約額) 138,713,040円 〔 3,173,040円〕		(第1回変更契約年月日) 平成27年8月7日	
				(第3回変更後契約額) 372,419,640円 〔 10,751,400円〕		(第3回変更契約年月日) 平成27年9月14日	

主務課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
道路建設課 (中部総合事務所 (県土整備局))	県道倉吉由良線函渠工事(10工 区)(交付金改良)	東伯郡 北栄町 瀬戸	株式会社井木組 代表取締役 井木 敏晴	(当初契約額) 123,876,000円	平成26年9月30日 ~ 平成27年3月25日	(当初契約年月日) 平成26年9月30日	
				(第1回変更後契約額) 121,346,640円 (変更額) [Δ2,529,360円]		(第1回変更契約年月日) 平成27年2月26日	
				(第2回変更後契約額) 125,687,160円 (変更額) [4,340,520円]	(変更後工期) 平成27年9月10日	(第2回変更契約年月日) 平成27年3月23日	
河川課 (鳥取県土整備 事務所)	湯山海岸人工リーフ整備工事	鳥取市 福部町 湯山 ~ 海士	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 岸本 行正	(当初契約額) 100,440,000円	平成27年5月29日 ~ 平成27年9月30日	(当初契約年月日) 平成27年5月28日	
				(第1回変更後契約額) 103,012,720円 (変更額) [4,572,720円]	(変更後工期) 平成27年10月30日	(第1回変更契約年月日) 平成27年9月30日	
				(第3回変更後契約額) 146,309,760円 (変更額) [20,622,600円]	(変更後工期) 平成27年12月25日	(第3回変更契約年月日) 平成27年9月9日	
空港港湾課 (西部総合事務所 (米子県土整備局))	境満港維持浚渫工事(2工区)(補 助)(経済対策)	境港市 昭和町	株式会社平井組 代表取締役 西澤 賢史	(当初契約額) 126,900,000円	平成27年3月30日 ~ 平成27年11月15日	(当初契約年月日) 平成27年3月27日	
				(第1回変更後契約額) 125,574,840円 (変更額) [Δ1,325,160円]		(第1回変更契約年月日) 平成27年9月24日	

主務課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
空港港湾課 〔鳥取港湾事務所〕	鳥取港第3防波堤改良工事(重要)(5工区)	鳥取市 港町 地先	東洋建設株式会社山陰営業所 所長 萩本 龍二	(当初契約額) 129,060,000円	平成27年3月4日 ～ 平成27年10月29日	(当初契約年月日) 平成27年3月3日	
				(第1回変更後契約額) 129,867,840円 〔 (変更額) 807,840円 〕		(第1回変更契約年月日) 平成27年3月17日	
				(第2回変更後契約額) 136,715,040円 〔 (変更額) 6,847,200円 〕		(第2回変更契約年月日) 平成27年9月9日	